

第3章 第6期障害福祉計画

計画の目的

第6期障害福祉計画は、国の基本指針に準じて、各項目の数値目標、活動指標及びサービス見込み量を設定し、障害福祉施策の推進を図ることを目的としています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標

項目	数値等	説明	国基本指針の目標
令和元年度末の入所者数(A)	98人		
令和5年度末の入所者数(B)	96人		
削減数(C)	2人	A-Bの値	
削減率	2.0%	(A-B)/Aの値	1.6%以上
地域生活移行者数(D)	6人		
地域生活移行率	6.1%	D/Aの値	6.0%以上

目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、令和5年度末において、令和元年度末から施設入所者数を2.0%削減し、6.1%が地域生活に移行する目標を設定しています。

目標達成のための方策

入所施設・相談支援事業所等との連携により、実態に合った支援を提供し、地域移行を進めていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	単位	R3	R4	R5	説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	3	3	3	保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、協議の場を開催します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人／年	15	15	15	協議の場の関係者の参加人数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1	1	協議の場において、目標値の設定および評価の実施を行います。

②精神障害者への障害福祉サービス提供

項目	単位	R3	R4	R5	説明
共同生活援助	人／月	22	24	26	近年の実績とサービス全体の利用見込みから見込み量を算出しています。
地域移行支援	人／月	1	1	1	地域移行の意向がある人に、必要なサービスを提供できるように努めます。
地域定着支援	人／月	1	1	1	
自立生活援助	人／月	1	1	1	

3 地域生活支援拠点等の有する機能の充実

成果目標

項目	数値等	説明
地域生活支援拠点の整備か所数	1か所	三次市障害者支援センターを中心とした、面的な支援ネットワークの運用を令和2年度から開始しています。
機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回	障害者支援協議会において、拠点の運用状況の検証と機能充実に向けた検討を実施します。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに地域生活支援拠点を原則各市町村に1か所以上整備し、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回以上実施する目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

令和2年度から三次市障害者支援センターを中心として、相談、緊急時の受け入れ・対応の機能を持った面的な支援ネットワークを運用しています。運用状況や機能の充実を障害者支援協議会において検証と検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

項目	数値等	説明	国基本指針
令和元年度の一般就労移行者数(A)	7人		
令和5年度の一般就労移行者数(B)	7人		
移行割合	1.00倍	B/A	1.27倍
Aのうち就労移行支援利用者数(C)	1人		
Bのうち就労移行支援利用者数(D)	2人		
移行割合	2.00倍	D/C	1.30倍
Aのうち就労継続支援A型利用者数(E)	0人		
Bのうち就労継続支援A型利用者数(F)	2人		
移行割合	-	F/E	1.26倍
Aのうち就労継続支援B型利用者数(G)	6人		
Bのうち就労継続支援B型利用者数(H)	3人		
移行割合	0.50倍	H/G	1.23倍
Aのうち就労定着支援利用者数	0人		
Bのうち就労定着支援利用者数(I)	2人		
就労定着支援利用割合	29%	I/B	70%以上
令和元年度の就労定着支援事業所数(J)	0事業所		
令和5年度の就労定着支援事業所数(K)	1事業所		
Jのうち就労定着率が8割以上の事業所数	0事業所		
Kのうち就労定着率が8割以上の事業所数(L)	1事業所		
就労定着率が8割以上の事業所の割合	100%	L/K	70%以上

目標設定の考え方

本市においては、令和元年度の一般就労移行者数は7人となっていますが、平成29年度は1人、平成30年度は2人となっています。

これらの実績からみると、令和5年度における目標を、令和元年度末と同じ水準をとすることも高い目標設定となりますが、一般就労への移行を進めるために設定するものです。

また、各サービス利用者における一般就労移行者数は、近年の実績から推定される目標を設定しています。

目標達成のための方策

三次市障害者支援センターや備北障害者・生活就業支援センター等と連携して就労支援を進めていきます。また、就労定着支援の実施に向けて関係機関との協議を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

項目	数値等	説明
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	体制有	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、相談支援部会において、地域の相談支援体制の強化のための取組を進めています。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

三次市障害者支援センターや相談支援部会を中心として、相談支援の充実と体制強化を図っていきます。

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施	実施	三次市障害者支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	10	10	10	三次市障害者支援センターにおいて、専門的な指導・助言を行います。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	4	4	4	相談支援部会において、勉強会・研修会を実施します。
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	12	12	12	相談支援部会において、毎月部会を開催し、連携強化を図ります。

活動指標（発達障害者に対する支援）

項目	単位	R3	R4	R5	説明
ピアサポートの活動への参加人数	人	3	4	5	三次市障害者支援センターにおいて、ピアサポーターの養成と活動支援を行います。精神障害者に加えて発達障害者のピアサポート活動への参加も促していきます。

6 障害福祉サービス等の質の向上

成果目標

項目	数値等	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	体制有	次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

目標設定の考え方

国の基本指針による、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標に準じて設定しています。

目標達成のための方策

次の活動指標も踏まえ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を検討します。

活動指標

項目	単位	R3	R4	R5	説明
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人／年	3	3	3	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	体制有	体制有	体制有	新たな取組として実施を検討していきます。
	回／年				

7 障害福祉サービス等における見込み量の設定

7-1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

(単位:上段 利用時間/月,下段 利用人数/月)

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	自宅で,入浴・排泄・食事の介護等を行います。	1,070	1,136	1,207
		72	78	85
同行援護	視覚障害の人の移動時や外出支援や,外出時の排泄,食事等の援助を提供します。	69	74	79
		9	10	11
重度訪問介護	自宅で,入浴・排泄・食事の介護等や,外出支援を行います。	838	1,257	1,257
		2	3	3
行動援護	知的障害や精神障害により,自己判断能力が制限されている人が行動するときに,危険を回避するための必要な支援,外出支援を行います。	10	10	10
		1	1	1
重度障害者等 包括支援	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に 行います。	10	10	10
		1	1	1
訪問系 サービス合計		1,997	2,487	2,563
		85	93	101

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績,アンケート調査による利用ニーズ,事業者調査による事業所の動向を考慮して見込み量を設定しています。

なお,サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては,利用時間,利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し,その値を実績値に掛けて推計しています。

(2) 日中系サービス

(単位:上段 利用日数/月,下段 利用人数/月,就労定着支援及び療養介護は利用人数/月)

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	3,204	3,225	3,245
		154	155	157
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	20	20	20
		1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	15	15	15
		1	1	1
就労移行支援	一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。	53	62	72
		5	6	7
就労継続支援 (A型)	就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。(雇用契約に基づく就労が可能な人が対象となります。)	911	976	1,045
		48	50	53
就労継続支援 (B型)	就労の機会、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。	3,794	3,953	4,118
		221	230	240
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行いません。	2	2	2
療養介護	主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下の介護及び日常生活上の世話をを行います。	14	14	14
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。	281	304	326
		29	33	36
短期入所 (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。	51	54	56
		6	9	12

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、就労移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用日数、利用人数それぞれの対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(3) 居住系サービス

(単位:利用人数/月)				
区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	2	2	2
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。	86	87	89
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	97	97	96

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、地域移行に係る目標値を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

(4) 相談支援サービス

(単位:利用人数/月)				
区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。	163	176	191
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。	2	2	2
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や必要な支援を行います。	2	2	2

見込み量設定の考え方

平成27年度から令和2年度までのサービス利用実績、アンケート調査による利用ニーズ、事業者調査による事業所の動向、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標を考慮して見込み量を設定しています。

なお、サービス利用実績を用いた見込み量の算出にあたっては、利用人数の対前年比の平均伸び率を計算し、その値を実績値に掛けて推計しています。

7-2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業

障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行っています。また、障害福祉サービス利用の前提としてのサービス等利用計画作成にあたり、利用者のニーズに合わせた計画の作成を行います。

身体・知的・精神・発達障害の相談に総合的に対応する三次市障害者支援センターを中心とした、関係機関とのネットワークを強化し、相談から早期対応へとつなげていきます。

② 相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を図っていきます。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人に、入居に必要な調整などに関する支援を行います。また、広島県居住支援協議会による広島県あんしん賃貸支援事業等の活動に取り組み、民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対して、必要に応じ申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

区分		単位	R3	R4	R5
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	7	7	7
	相談支援機能強化事業	事業所数	1	1	1
	障害児等相談支援事業	事業所数	6	6	6
	住宅入居等支援(住居サポート)事業	利用件数/年	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	3	3	3

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者(奉仕員)の派遣事業を三次市社会福祉協議会に委託し行っています。

障害のある人のコミュニケーションが円滑に行われるよう、利用促進を図っていきます。

区分		単位	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣事業	利用人数/年	45	45	45
	要約筆記奉仕員等派遣事業	利用人数/年	60	60	60
	手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の障害のある人に、日常生活用具を給付しています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
介護・訓練等支援用具	給付件数/年	5	5	5
自立生活支援用具		10	10	10
在宅療養等支援用具		15	15	15
情報・意思疎通支援用具		15	15	15
排泄管理支援用具		1,600	1,600	1,600
住宅改修費		3	3	3

(4) 移動支援事業

障害により外出が困難な人に、円滑に外出することができるよう、移動支援を行うヘルパーを派遣しています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
移動支援事業(個別支援型)	利用時間/年	599	633	684
	利用人数/年	20	21	22

(5) 地域活動支援センター事業

一般企業で就労することが困難な障害のある人等に共同作業の場を設け、通所により、創作活動や生産活動の機会、社会との交流機会を提供しています。

日中活動の場として、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

区分	単位	R3	R4	R5
日中活動支援型	設置個所数	4	4	4

(6) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障害に対する理解を深める研修・啓発事業を進めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っていきます。

区分	単位	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	養成人数/年	10	10	10

(8) 福祉ホーム事業

低額な料金で居室やその他の設備を利用しながら生活し、社会復帰の促進・自立の促進を図ることを目的としています。隣接市にある施設に入所している人の利用支援を引き続き行っていきます。

区分	単位	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	利用人数/月	5	5	5

(9) 生活支援事業

障害児への生活訓練の充実を図るため、長期休暇中の障害児等の見守りや日常的な生活訓練を実施しています。利用者負担がありますが、負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
障害児生活訓練事業	利用人数／年	25	25	25

(10) 日中一時支援事業

日常生活に介護を必要とする障害のある人を対象に、日中一時的に預かりを行うことで、家族の就労機会や一時的な休息時間の確保を図っています。

原則、利用者負担を1割としていますが、本市独自の負担上限月額設定による利用者負担軽減措置を継続し支援に努めます。

区分	単位	R3	R4	R5
日中一時支援事業	利用人数／月	74	77	80

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や朗読により、市の広報を定期的に提供します。また、自動車運転免許の取得や改造・購入にかかる費用の一部を助成する等、障害のある人への支援により、社会参加を促進していきます。

区分		単位	R3	R4	R5
社会参加 促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数／年	100	100	100
	点字・声の広報等発行事業	利用人数／年	16	16	16
	要約筆記奉仕員養成事業	養成人数／年	5	5	5
	点訳奉仕員養成事業	養成人数／年	10	10	10
	朗読奉仕員養成事業	養成人数／年	20	20	20
	自動車運転免許取得費助成事業	助成件数／年	1	1	1
	自動車改造費助成事業	助成件数／年	3	3	3
	福祉車両購入助成事業	助成件数／年	4	4	4

(12) 訪問入浴サービス事業

障害のある人の入浴の機会を確保し、家族等介護者の負担の軽減を図るため、看護師等の管理のもとで、居宅において浴槽を提供し、入浴介護サービスを提供します。

区分	単位	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	利用人数／年	1	2	3